基山町告示第１０７号

基山町耐震診断事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成２８年９月１３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基山町長　　松　田　　一　也

基山町耐震診断事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、町内にある既存建築物の所有者等が耐震診断を実施するに当たり、これに要する費用の一部を支援することによりその実施を促進し、もって震災に強いまちづくりと町民の耐震性への不安を解消することを目的に基山町耐震診断事業補助金を交付することとし、その交付については、基山町補助金等交付規則（平成７年規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　耐震診断　地震に対する安全性を評価することをいう。

(２)　所有者等　建築物の所有者及び所有者に代わり耐震診断に要する費用を負担する親族等で、耐震診断を行う者をいう。

（補助金の交付及び対象者の要件）

第３条　町長は、所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

２　補助金の対象者となる所有者等は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(１)　基山町暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等に該当する者

(２)　町税を滞納している者

（補助対象）

第４条　補助金の対象となる建築物は、基山町内に存する新耐震基準の施行された昭和56年５月31日以前に建築又は工事に着手したもので、個人又は複数の個人で所有し自ら居住する一戸建ての住宅とする。ただし、既にこの要綱による補助金の交付を受けた建築物は除くものとする。

２　前号に掲げる建築物は木造住宅とする。

３　補助金の対象となる耐震診断は、社団法人佐賀県建築士会及び社団法人佐賀県建築士事務所協会に所属する建築士で、実務経験や能力により佐賀県安全住まいづくりサポートセンターに登録された者が行う診断とする。

（補助金額）

第５条　補助金の交付の対象とする費用は、耐震診断に要する費用（以下「診断費」という。）とし、診断費の限度額は１戸当たり134,000円とする。

２　補助金の交付額は、診断費に３分の２を乗じた額とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする所有者等は、基山町耐震診断事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(１)　建築確認通知書の写し又は建築確認受付台帳に記載のある旨の証明書

(２)　住民票

(３)　登記事項証明書

(４)　耐震診断に係る見積書の写し

(５)　町税等納付状況閲覧承諾書（様式第２号）

(６)　誓約書（様式第３号）

(７)　建築物の分かる位置図

(８)　その他町長が必要と認めるもの

２　町長は、前項の申請があった場合において、所有者等が第３条第２項第１号に該当しない者であるかどうかについて佐賀県警察本部に照会することができる。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは速やかに内容を審査の上、基山町耐震診断事業補助金交付決定通知書（様式第４号）又は基山町耐震診断事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、所有者等に通知するものとする。

２　町長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第８条　所有者等は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止する場合においては、速やかに基山町耐震診断事業補助金交付申請取下届（様式第６号）を町長に届け出なければならない。

（補助事業の内容変更）

第９条　所有者等は、第７条の規定による補助金交付決定の通知を受けたあとに補助事業の内容を変更するときは、速やかに基山町耐震診断事業補助金交付変更申請書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の変更申請書の提出があったときは当該変更の内容を審査し、適当と認めるときは基山町耐震診断事業補助金変更交付決定通知書（様式第８号）により、適当と認めないときは基山町耐震診断事業補助金変更不交付決定通知書（様式第９号）により、所有者等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　所有者等は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は当該交付決定の日が属する年度の３月31日のいずれか早い日までに基山町耐震診断事業完了実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(１)　耐震診断結果報告書の写し

(２)　耐震診断に係る領収書の写し

（補助金の額の決定）

第11条　町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、基山町耐震診断事業補助金額の確定通知書（様式第11号）により、所有者等に通知しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第12条　前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた所有者等は、基山町耐震診断事業補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

２　町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条　町長は、所有者等が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金を他の用途に使用したとき。

(３)　対象者の要件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条　町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から平成31年３月31日までの間における第５条第２項の適用については、同項中「３分の２」とあるのは、「６分の５」とする。

様式第１号（第６条関係）

　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　　　様

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金交付申請書

　基山町耐震診断事業補助について補助金の交付を受けたいので、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象建築物の所在地 | 基山町 |
| 建築物の所有者 |  |
| 建築物の用途 |  |
| 建築物の建設年度 |  |
| 全体事業費 |  |
| 交付申請金額 |  |
| 事業予定期間 | 　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 耐震診断の業務をおこなうもの |  |
| 添付書類 | ・建築確認通知書の写し又は建築確認受付台帳に記載のある旨の証明書・住民票・登記事項証明書・耐震診断に係る見積書の写し・町税等納付状況閲覧承諾書　（様式第２号）・誓約書（様式第３号）・建築物の分かる位置図・その他町長が必要と認めるもの |

様式第２号（第６条関係）

　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　　　様

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

町税等納付状況閲覧承諾書

　基山町耐震診断事業補助金の交付申請に当たり、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第３条第２項第２号の規定に基づく交付要件に適合するか否かの確認のため、私及び私の属する世帯の者が基山町に納付すべき税等の納付状況を閲覧されることを承諾します。

様式第３号（第６条関係）

誓　　約　　書

　私は、基山町耐震診断事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

　なお、町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

　補助金の交付対象者（申請者）は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

　(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　(２)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　(３)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　(４)　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　(５)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　(６)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　(７)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

年　　月　　日

　　基山町長　　　　　　　　様

　　　　申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

生年月日　　　　　　年　　月　　日

様式第４号（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付の決定をしたので、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象建築物の所在地 | 基山町 |
| 交付決定金額 |  |
| 交付の条件 |  |

様式第５号（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり不交付の決定をしたので、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象建築物の所在地 | 基山町 |
| 交 付 し な い 理 由 |  |

（不服申立て及び取消訴訟）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をする事ができなくなります。）。

２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、基山町を被告として（訴訟において基山町を代表する者は基山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第６号（第８条関係）

　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　　　様

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金交付申請取下届

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり取下げしたいので、添付書類を添えて届け出ます。

記

* + 1. 取下げを行う理由
		2. 取下げに係る事業内容及び金額
		3. 添付書類（交付決定通知書の写し）

様式第７号（第９条関係）

　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　　　様

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金交付変更申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった事業について、次のとおり内容を変更したいので、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の変更内容 |  |
| 変更の理由 |  |
| 変更の年月日 | 　　年　　月　　日（予定） |
| 添 付 書 類 |  |

様式第８号（第９条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金変更交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で決定通知した事業について、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の変更内容 |  |
| 変更の理由 |  |

様式第９号（第９条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金変更不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり不交付の決定をしたので、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象建築物の所在地 | 基山町 |
| 交 付 し な い 理 由 |  |

（不服申立て及び取消訴訟）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をする事ができなくなります。）。

２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、基山町を被告として（訴訟において基山町を代表する者は基山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第10条関係）

　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　　　様

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業完了実績報告書

　基山町耐震診断事業補助金交付要綱第10条の規定により事業が完了しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定年月日 | 年　　　月　　　日　　　第　　　　号　 |
| 事業の実施期間 | 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 全体事業費 | 円 |
| 耐震診断の業務を行った者 |  |
| 添付書類 | ・耐震診断結果報告書の写し・耐震診断に係る領収書の写し |

様式第11号（第11条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金額の確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告があった事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、基山町耐震診断事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定年月日 | 年　　　月　　　日　　　第　　　　号 |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助金の額の確定額 | 円 |

様式第12号（第12条関係）

　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　　　様

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

基山町耐震診断事業補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で補助金の額の確定通知を受けたので基山町耐震診断事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助金の交付確定額 | 円 |
| 交付請求金額 | 円 |
| 振込先 | 金融機関名支店名（ふりがな）口座名義人口座番号 |